

三条市教育基本方針（案）に対するパブリックコメントと教育委員会の考え方

令和4年12月8日（木）から12月28日（水）まで実施しました「三条市教育基本方針（案）」に対するパブリックコメントについて、1人、11件の御意見をいただきましたので、教育委員会の考え方について公表します。

No.	パブリックコメント要旨	パブリックコメントに対する教育委員会の考え方
1	教育基本方針案の作成に当たりその検討委員会は3回開催されたと三條新聞では報じられている。その3回の検討内容は公開されているか。	<p>これまで3回の検討委員会を開催し、会議録は三条市ホームページに掲載しています。</p> <p>【会議録掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanjoukyouiku/sanjoukyouiku/kaigiroku/16174.html</p>
2	作成に当たっての「基礎資料」はどのように収集、検討したか。三条市の教育に携わる教育現場、保護者からの意見収集、その検討はどのように行われたか。基礎資料の内容と検討内容の公開を求める。	<p>作成に当たり基礎資料としたものは、次のとおりです。</p> <p>① 令和3年度（令和2年度の事務対象）教育に関する事務の点検及び評価報告書【地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき三条市教育委員会が点検、評価を行うもの】</p> <p>② 学校基本調査等に基づく児童生徒数の推移【統計法に基づき国が調査を行うもの】</p> <p>③ 全国標準学力検査（NRT）の結果【児童生徒の学力の全国的な水準を把握し、学習指導の改善に役立てるため三条市教育委員会が検査を行うもの】</p> <p>これらの資料から把握した現状と課題を検討委員会にお示しし、議論いただきました。</p> <p>また、教育現場及び保護者の御意見を反映するため、検討委員会には学識経験者（新潟大学教職大学院准教授など）、学校教育関係者（三条市小学校長会長など）、幼児教育関係者（三条市私立保育園・</p>

		<p>認定こども園連盟会長など)、保護者代表(三条市PTA連合会理事など)、一般公募委員により構成し検討いただきました。</p> <p>【教育基本方針等検討委員会資料掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanjoukyouiku/sanjoukyouiku/kaigiroku/16174.html</p> <p>【教育に関する事務の点検及び評価報告書掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanjoukyouiku/sanjoukyouiku/kaigiroku/10651.html</p> <p>【学校基本調査掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/somubu/zaimuka/toukeikeiyaku/kakusyutoukeityousa_1/4259.html</p> <p>【全国標準学力検査(NRT)の結果掲載ページ】 https://www.city.sanjo.niigata.jp/soshiki/sanjoukyouiku/kyoikuiinkaijimukyoku/gakkoukyouikuka/gakkou/11252.html</p>
3	<p>教育基本方針案に対するパブリックコメントとして意見を求めている期間は、12月の1か月もなく、その周知の方法も誠意を感じられない。「意見を求める手続きをしたからよい」という三条市の近年の姿勢がそのまま継続されている。前市政から現市政への転換は「市民の意見を十分に聞く」ことにあるのだと受け止める。12月の多忙なとき教育現場に立つ方々の意見を聞き取れることを考えたか、又その時間と方法は十分と考えているか。三条市の教育基本方針について聞き取る時間設定と方法が市民の立場に立っているとする理由を聞かせてもらいたい。</p>	<p>パブリックコメントの実施期間につきましては、三条市パブリックコメント実施要綱において、計画等の案を公表した日からおおむね3週間としていることから、12月8日から12月28日までの21日間としました。</p> <p>周知の方法につきましては、12月1日号の広報さんじょう及び三条市ホームページに掲載したほか、図書館や公民館など、14か所の公共施設や情報公開コーナーにパブリックコメントを実施するための資料を設置しました。</p>

4	<p>【三条市の教育システムの深化に関して】</p> <p>三条市授業スタンダードの活用、応用とある。基本方針に子ども自らが自分の未来を切り拓き、生きる力を育むことが述べられている。現行の三条市の授業スタンダードは、前述の「育む」ことにそぐわないと考える。「受け身の学び」を助長しているとさえ考えられる。この提示はどのような基礎資料によっているか。</p>	<p>三条市授業スタンダードは、主に学習指導要領の「主体的・対話的で深い学び」やそれを実現するための問題解決的な学習の考え方（例えば、子どもの問題意識を触発して子どもが主体的な学びに向かうようにするための状況づくり）を基礎に、授業づくりのポイントを整理したものです。</p>
5	<p>【三条市の教育システムの深化に関して】</p> <p>小中一貫教育カリキュラムの自学園化、自校化を求めている。三条市の小中一貫教育は、三条市民が求めたものではなく三条市の教育行政として施行したものである。「三条市小中一貫教育カリキュラム」が作成されているか。発達に関する基礎調査もなしに教育行政として求める「自校化」は適切と考えているか。</p>	<p>「三条市小中一貫教育カリキュラム」については、思考力や学びに向かう力などの育みたい資質・能力や9年間の学習内容のつながりを意識できるよう、教育委員会がモデルカリキュラムを作成して学校に提示しました。学校は、自校の教育目標の実現に向け、子どもや地域の実態を踏まえてカリキュラムを編成・実施・評価・改善を図ることが必要であり、自校化は取組を進める上で適切と考えています。</p>
6	<p>【三条市の教育システムの深化に関して】</p> <p>地域に根差した教育の展開として、地域や保護者が主体となって活動するコミュニティ・スクール、地域のひと・もの・ことを生かした事業の実施とある。「地域に根差した教育」と教育課程の編成、実施との関係はどのように考えているか。みなさん（教育委員会）が求めているのは「地域教育でなく地域活動」と受け止めるがそれでよいか。</p>	<p>三条市には、豊かな自然やものづくりの伝統があり、様々な技術や経験、思いを持った人材がおられます。各学校において、地域にどのような「ひと・もの・こと」があるかを把握し、総合的な学習の時間等を中心として、それらを生かした教育課程を編成・実施していくことが大切であると考えます。</p> <p>「地域に根差した教育」をコミュニティ・スクールの活動のみで行うとは考えていません。主な取組として挙げ、その関連で「地域のもの・ひと・ことを生かした事業の実施」（地域活動）を示しています。地域の特色を生かした教育活動の展開はこれまでどおり重要であり、引き続き推進してまいります。</p>

<p>7 【多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実に関して】</p> <p>個別の教育支援計画や指導計画の充実とある。ほとんどの学校、おそらく保育所もそうだと推測するが在籍者への個別の支援計画や指導計画が作成されていないと思う。また、作成経験のある指導者がいないのではないか。「個別」とは「個」である必要がある。指導計画の氏名が違うから個別であるとは考えることはできない。「個に応じる」とはどのような内容、方法と考えるか。その明確化がなくて充実はありえない。「充実」でなく「確かな作成と実施」ではないか。</p>	<p>障がいのある児童生徒については、個別の指導計画及び個別の教育支援計画の作成と活用に努めるよう学習指導要領に明記されています。特別支援学級に在籍する児童生徒については、個の実態に応じた支援計画と指導計画の両方を作成しており、毎年、教育委員会にも提出を求めています。通常学級に在籍する特別な配慮を必要とする児童生徒についても必要に応じて作成を指導しています。今後は更にその内容の充実を目指すことから、このような記載としました。</p>
<p>8 【多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実に関して】</p> <p>いじめ、不登校対策の充実とある。「校内、所内の取組みの改善、充実」ではないか。不登校、いじめが三条市においても増加の一途をたどっている。校内、所内で根本原因の究明と取組なくして「〇運動」は夢物語である。「不登校に関する理解、解釈」「いじめの見落とし」と「その対応」の問題は三条市の学校、所の共通課題と考える。この点に関しての提起がないことについて聞きたい。</p> <p>「専門的な知見を持った人材」とは何を内容とするのか。明確な説明を求める。</p> <p>教育資質・教養、指導能力等は不登校やいじめの専門的知見ではないのか。人権に関する資質がない教師が指導に当たっているということか。</p>	<p>御指摘いただいた不登校に関する理解やいじめの見落としがないようにすることは、いじめ、不登校対策の基本であり、継続して取り組んでいるところです。</p> <p>近年、児童生徒の問題行動や不登校の背景に、家庭等の様々な問題が大きな要因となっているケースが増えているため、教育職以外の専門職の役割が重要となっています。</p> <p>児童生徒や保護者の悩みに寄り添い、関係機関とつなぐ福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカーや、児童生徒や保護者からの相談を受けたり必要な発達検査を実施したりする心理専門職が対応に加わることで、いじめ、不登校対策が充実すると考えています。</p>

9	<p>【学校教育を支える基盤の維持強化に関して】</p> <p>教育センターの充実、各校、所との連携がない。教育センターの職務内容が学校教育課の分担になっている部分が多く、本来の教育センターが担う内容は極めて薄いと感じている。</p> <p>教育センターが所期の目的を果たすことなく存在しているように受け取れる。「教育センターが教育現場を支える基盤として位置付ける」ことは三条市の教育基盤強化の重大事項と考えるが、提示されない理由はなぜか。</p>	<p>教育センターは所期の目的の達成を目指して各学校と連携しており、その事業は定着していることから、改めてここに示す必要はないと考えています。</p> <p>教育センターの職務内容は、学力向上やものづくり教育、教職員研修などの推進であり、今後も教育現場を支える基盤として取り組んでまいります。</p>
10	<p>【学校教育を支える基盤の維持強化に関して】</p> <p>良好な学校施設、設備の維持とある。この言葉、うたい文句の傾向があるのでないかと思う。</p> <p>提起されている「良好な学校施設、設備の維持」とは、どういう内容をいうのか。</p>	<p>子どもたちが安心して学べる環境を維持できるよう、老朽化に伴う学校施設・設備の改修について優先度の高い箇所から計画的に実施していくとともに、必要な備品等の充実を図ることを考えています。</p>
11	<p>【生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進に関して】</p> <p>「遊び」を通じた豊かな教育活動とある。「教育活動」で終わっている。「教育活動」をどうしようと考えての提言なのか。おそらくこの内容は、連携、協力関係にある附属長岡幼との取組みと推測する。この教育活動の推進、充実には「個別の子どもの発達理解と特性の把握」による教育プラン作りと教育実践が、「生きる力の基礎」として必要になるのでないかと考えるが。上記2点について聞きたい。</p>	<p>本項目は、三条市幼児教育推進プランに具体的な取組を掲げ進めていくこととしており、その中で個別の支援計画やそれに伴う実践についても含まれるものであります。現在同プランについては、本年度その取組項目の検討作業を進め、第3次プランの策定を行っているところです。</p> <p>「遊び」は、幼児期の子どもたちの自発的な活動として、心身の調和のとれた発達の基礎を培う重要な学習と位置付けられています。</p> <p>この基本的な考えの下、保育所保育指針や幼稚園教育要領に定める3つの「育みたい資質・能力」の育成を図るため、様々な「遊び」を基軸とした保育・教育活動の取組を行ってきたところであり、今後についても更に幼児教育活動を進めてまいります。</p>

		<p>なお、御指摘の新潟大学附属幼稚園と連携については、保育士等の能力向上のため、研修会を共催し開催しているところです。</p> <p>また、幼児教育推進プランが、全ての子どもたちに対し「生きる力の基礎を育む」ことを目的としている中、支援が必要なお子さんに対してもしっかり意を用いて取組を進めることとしており、一人一人の発達や特性にも配慮した保育・教育を確実に実践してまいりたいと考えています。</p>
--	--	---